

総基環第262号
令和5年12月20日

各都道府県非常通信担当課 御中
各市区町村非常通信担当課 御中

総務省総合通信基盤局電波環境課長

太陽光発電システムを原因とする無線設備への障害防止について（通知）

平素から電波行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

近年、太陽光発電システムの普及に伴い、太陽光発電システムからの不要な電波発射が無線設備に障害を与えた事例の報告が相次いでおります。特に大規模な太陽光発電所に限らず、住宅用の太陽光発電システムを構成する一部機器が地方公共団体の防災行政無線や消防・救急デジタル無線等の人命に関わる無線設備に障害を与えた事例も多く発生しています。

総務省はこうした機器の不要発射に関する国際規格の国内規格化に向けて取り組んでいるところですが、各地方公共団体において、太陽光発電システムの導入に対して助成等を行う場合には、このような障害が発生するおそれがあることについてご留意いただき、無線通信への影響を低減させる措置をご検討いただきますよう、関係部署への周知をお願いいたします。

無線通信への影響を低減させる具体的な方法として、不要発射が少ないと見込まれる装置（例えば、CISPR11 第6.2版の基準に整合していることの認証を受けた装置）を選定するか、電力線の遮蔽を行うなどの無線通信への影響を低減する施工の実施、あるいは無線設備に障害を与えた場合、ノイズフィルタを挿入するなど障害の原因の除去を行うことが考えられます。

今後とも良好な電波環境の維持にご協力いただきますようお願いいたします。

以上

連絡先：
総務省総合通信基盤局電波部電波環境課
担当：今泉監視官、郷藤係長
電話：03-5253-5905
E-mail：densyokakari@soumu.go.jp